

対象年度	令和 3年度						総合計画実施計画策定及び行政評価シート			
事務事業名	障害者補装具事業						予算事業名	障害者補装具費		
予 算 科 目	会計	01	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令	障害者総合支援法	
			03	01	03	3003	経常経費			
総合計画体系	1ともに支えあい，安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)						事業の区分	主要事業		
	1-5自分らしく暮らせる障害者福祉の充実（障害者（児）福祉）									
	①障害者（児）福祉の充実						担当課係等	社会福祉課		
3日常生活支援								障害福祉係		
事業期間	継続（平成18年度～令和 5年度）									
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】						【事業開始のきっかけや他市の状況など】				
身体障害者（児）及び難病患者の障害状況に合わせた補装具を使用することにより，障害者（児）が自立した日常生活が営める。						障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において規定されている業務				
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】						【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】				
国の基準で定められた補装具の種類及び部品に応じた基準価格のうち9割を公費負担，1割を利用者負担として補助を行う。 種目により判定不要，市判定，県判定に分かれており，該当する部門において判定を行い，結果が確定したのち申請者に通知している。						身体障害者（児）及び難病患者				
						【事業をとりまく環境の変化】 研究技術の進歩による高機能化により高額な補装具が多くなっている。各補装具毎に使用期間は定められているが，児童のようにやむを得ず短期間で購入・交換を行う場合等においては給付費の増加が懸念されていた。平成30年4月より，指定された物品に限りレンタルによる給付を行うことが出来る基準が定められた。				
【令和 3年度 事業内容】			【令和 4年度 事業内容】			【令和 5年度 事業内容】				
障害者（児）及び難病患者等の障害種別に 応じた補装具の購入又は修理する際の補助			障害者（児）及び難病患者等の障害種別に 応じた補装具の購入又は修理する際の補助			障害者（児）及び難病患者等の障害種別に 応じた補装具の購入又は修理する際の補助				

■事業費

		R01年度	R02年度			
財源内訳	国庫支出金	4,751	5,750			
	県支出金	2,375	2,875			
	地方債	0	0			
	その他	0	0			
	一般財源	2,377	2,876			
歳入計（千円）		9,503	11,501			
歳出内訳	節（番号＋名称）	金額（千円）	金額（千円）			
	19 扶助費	9,503	11,501			
歳出計（千円）（A）		9,503	11,501			
伸び率（％）			21.02			
備考	総合計画64ページ 予算書71ページ					

令和元年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		R01年度	R02年度	R03年度
活動 指標	身体障害者手帳所持者(肢体不自由)	人	目標	700.00	717.00	717.00
	身体障害者手帳所持者(肢体不自由)		実績	717.00	0.00	0.00
	身体障害者手帳所持者(聴覚障害)	人	目標	140.00	138.00	138.00
	身体障害者手帳所持者(聴覚障害)		実績	138.00	0.00	0.00
成果 指標	車いす支給件数	件	目標	30.00	20.00	20.00
	身体障害者又は難病患者に車いすの支給を行う		実績	20.00	0.00	0.00
	補聴器支給件数	件	目標	30.00	23.00	23.00
	身体障害者又は難病患者に補聴器の支給を行う		実績	23.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	障害者が自立した生活を送るためには補装具の給付は必要である。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	行政が行うべき事業である。
	手段の妥当性	A 妥当である	現在の方法が一般的である。
効率性	コストの効率性・人員効率	A 改善の余地はない	効率はよい。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	身体状況に応じた判定を行っているため公平性は保たれている。
有効性	成果向上の余地	B どちらとも言えない	適宜制度の説明は行っているが、介護保険制度が優先される場合があるため、障害者全員が給付を受けられるとは限らない。
進捗度	事業の進捗	A 順調である	障害者にとっては必要な物品を支給しており、再交付申請や修理の申請も多いため、順調に進捗している。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
今後も身体障害者の人数は増加すると考えられ、今後も必要性の高い事業といえる。申請者の年齢によっては介護保険優先となるため当事者の対象から外れる場合が生じる。また、補装具の種類によっては、至急の判定が県となるため、支給決定まで数カ月時間を要する場合がある。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
情報提供を確実に行い、障害者の生活の一助となる補装具の支給を行っていく。また、茨城県と連携を密にし、迅速な支給決定に努める。			

■方向性

1 次評価（1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☒ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
方向性の具体的内容 必要な情報提供を行いながら、関係法令に基づき適切に実施する。	
2 次評価（2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
企画調整会議の意見・考え方（1 次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり。	